

2. 高額療養費制度

年齢や所得に応じて上限額を定め、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。

窓口	加入している健康保険組合など、各保険者
----	---------------------

- ・すでに高額な医療費を支払っている場合には、申請を行い、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることをお勧めします。

3. 心身障害者医療費

心身障害者医療費支給制度は、心身に障害がある方の福祉の増進を図ることを目的として、対象者に医療費の一部を助成します。

窓口	各区役所保険年金課（福祉医療係）
対象者	① 身体障害者手帳1・2・3級のいずれかを取得された方 ② 療育手帳△・A・Bのいずれかを取得された方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ④ 65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方 *平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに上記に該当する心身障害者となった方は助成の対象とはなりません。 *所得制限があります。

- ・県内の指定医療機関を受診の場合、指定難病の受給者証と一緒に心身障害者医療費受給資格証をお出してください。
- ・県外の指定医療機関受診の場合は、指定難病の自己負担分を後日さいたま市に申請することで支給を受けることができます。
- ・医療機関によっては、心身障害者医療費受給者資格証を提示しても医療費の支払いが必要となる場合がありますが、後日さいたま市に申請することで支給を受けることができます。

4. 年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

*障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

●障害基礎年金（国民年金加入者）

窓口	各区役所保険年金課（年金係）
----	----------------

●障害厚生年金（厚生年金加入者）

窓口 (担当区)	浦和年金事務所 (桜、浦和、南、緑)	大宮年金事務所 (西、北、大宮、見沼、中央)	春日部年金事務所 (岩槻)
住所	浦和区北浦和5-5-1	北区宮原町4-19-9	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル内
電話	048-831-1638	048-652-3399	048-737-7112
FAX	048-833-7019	048-652-4700	048-737-7039

5. 手当

●心身障害者福祉手当

窓口	各区役所支援課
対象者	① 身体障害者手帳1・2・3級 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級 ①～③の障害に該当する、施設入所していない方で、市民税非課税の方 *他の福祉手当を受給している場合など、支払いが制限される場合があります。
手当額	月額5,000円 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級)
	月額2,500円 (身体障害者手帳3級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳2級)

●特別障害者手当

窓口	各区役所支援課
対象者	重度の障害により、日常生活で常時特別の介助を必要とする20歳以上の方 ① 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳Ⓐ程度の障害が重複している方 ② 1つの障害であっても上記①と同程度の状態にある方 *施設入所や3か月を超える入院など、支払いが制限される場合があります。
手当額	月額27,980円